

【検証・大学改革】



「同情するなら職をくれ!」その後
研究妨害とはこのことだ
露崎史朗(元大学院自然科学研究科)

6月の始めくらいに本部事務から電話があり、その結果、私は壁を蹴飛ばして怒り狂っていた。ちょうどその直後、北大理学部同窓会から原稿寄稿を依頼され、その怒りの元凶を書いて送った。その原稿の冒頭と終わりは以下の通りである。

北大時代からこれまでの
思い出つれづれ

露崎 史朗

(1984年度卒業、
植物学専攻課程)

「同情するなら職をくれ!」と安達祐
突風に私は叫んでいた。現在私は新潟大
学大学院自然科学研究科の一応の助手で
はある。しかし、この助手は変則的で新
潟大学大学院自然科学研究科規定集の新
規「大学院自然科学研究科助手選考内
規」(大学院自然科学研究科に所属する助
手の選考についての申合せ事項)に「概
ね3~5年を目途として各学問分野のロー
テイションとする」と書かれており、公
にできない期限付きの助手らしい。この
怪しい期限を理由に先日、日本学術振興
会の日米科学協力事業共同研究を申請し
たら「来年も当研究科に所属することを

昨年大学院審査申しらい、大きくクローズアップされてきた教員の任期制。
今回は任期制(期限付き助手)に伴う問題の一例として、昨年12月にいただいた
た露崎史朗氏の寄稿を「紹介」します。(情宣部)

前提とした科研申請は認められない」の
だそうで、私の知らない間に講座主任
(ここに実名をいれなくても誰も知らないで
しょうから止めておこう)の判断とかで
申請が取り下げられていた。ということ
は、新潟に来てからは5年が経過して
いるわけだ。私個人としては、別に来年
もここに居るつもりではなく、大学を移
れば移動届を出せばそれで済むことだし
科研の採否の判断は学振がすることであ
ると思うのだが、「こんな研究妨害だ!
いつか文部省に訴えてやる。しかし、ま
ずはこういう腐った所は出るべきだ。」
と思っていた矢先に同窓会の原稿依頼が
やってきた。

(途中省略)

札幌を離れ5年が過ぎた今思うに北大
の自由な雰囲気と、そしてBe. editions
の精神は貴重である。自分が教育と
なって自覚させられることは、研究成果
を上げていない人間が大学院の学生を指
導できるわけがないということの一語に
つきる。いらぬ親切余計なお世話(!!こ
れ即ち研究妨害)ばかりする人間にはな
りたくない。仕事をしたい人間にどうし
ても、示唆を与えたつもりがただの邪魔
になってしまふようだ。そういう意味で
は、活発な活躍を続けている、植物学教

室、低温研、地環研の皆様の研究活動は
私にとって大きな刺激である。今後とも
少なくとも大学院においては研究を基盤
とした教育が必要となることは言うまで
もないことなのだが、私の周辺では現実
とのギャップは大きい。(今の気分は安
達祐史。)

……以上引用

この原稿を書いたときは、まだ新しい
職のあてもなく、心底「職をくれ!」状
態であった。そして、この原稿が印刷さ
れたのは11月位で、なんと1月には引つ
越せる状態になったときである。自分は
何もなくても、なぜかこの同窓会誌の
コピーがあたりこち出回っているらしく、
さまざまな反響が私の知らないところで
起こっているらしい。そんな関係で、こ
の原稿を依頼された次第である。ここで
は、この出来事の詳細を私の知る限りで
お伝えしたい。なお、これは私サイドか
らの見解であり、これに対する反論をい
ずれ期待している。

その前に、この話には訂正と続きがあ
る。まず、訂正は科研申請を取り下げる
(学術振興会に提出しない)判断をした
のは、大講座主任ではなく研究科長
も関係していたことである。事務からの
電話で、そういつていた(しかし、こう
いう電話をさせられた事務の方もかわい
そうではありませぬか)のだが、同窓会
原稿のときには頭に血がのぼっていて適
当に書いてしまった。一人だけ悪者にし
てしまった大講座主任に「ごめんない」。
また、この申請却下の電話は申請締切が
終わったあとにあり、もはやゴネても手
遅れという状態のときにあったもので、
思わず電話の向こうに、「新潟大学の考

えていることがよくわかりました」と怒
鳴ってしまった。電話をくださった方に
「ごめんない」。あなたが悪いわけ
はありませぬ。こういう卑怯なやり口を
して平然としている人間の存在が悪いに
決まっている。続きは、この科研は日本
側と米国籍が同時に申請するもので米
側はNSFによって採択が決定されたこ
とである。しかし、規則で日本側の申請
がない場合、採択見送りとなるのはご承
知の通り。従って、結局米国籍の申請は
徒勞に終わった(400万払え、この野
郎。どうやって、向こうに言い訳したと
思ってたんだ)。さらに、誰だかが不明な
のだが、この科研をふいにするとどめを
刺した大嘘つきがいたようだ。NSFは
米国籍の内容がOKなのに日本側の申請
がないのを不審に思い7月位に申請確認
の電話をこちらにくれたそうである。と
ころが、その時はペンペリア調査で不在
でした。代わりに電話を取ってくれた親
切な人がいたようである。それが誰か分
からないのだが(この犯人を教えてください
い)、「手続きミスで申請ができなかった」
と答えたそうだ。これは、ありえない。

私は出したぞ! NSFの担当の方は本
当に親切で、11月位にもう一度私に再度確
認の電話をくれた。その時、7月にその
ような応対があったことを教えてくれた。
11月の電話の話では、7月に申請を出せ
ば、まだ間に合ったそうで残念がってい
た。返す返すも悔しい。

さて、私なりに問題を整理したい。ま
ず、期限付き助手は「来年度もここに
いることを前提とした研究は認められない」
のだからか。しかし、期限付きは十分承
知しているのだから、どこの誰が「ここ
にいること」を前提として科研の申請を

するのだから。繰り返すことになるが、ここ
にいるから、ここで科研は出すしかない。
他にやりようがないからそうするのであ
る。そういえば、今年のシベリア調査も
行かない方がいいようなことを言われた
な(冗談じゃない)。ついで、「だからこ
そ、一切の来年度以降の研究申請は認め
られない」のだからか。科研なしという
劣悪研究環境を創出して、「期限が来た
ら出て行け」という論理は私には全く理
解できない。この筋を通す方法はただ一
つ。5年経ったら何があらうと首にする
ことである。しかし、上述のように、私
は首にはならなかった。首にはできない
のだから(もつと先に首をはねるべき人
が誰でも出て行きたくはなるが、このよ
うな研究妨害をしたら、ますます期限間
近の助手は研究ができなくなり、出れる
ものも出れなくなってしまうと思うのだ
が。業績なしで移る。これは、今の時代
非常に敵しいのは承知の通りである。科
研申請差し止めは人の研究を阻害する行
為に当たるとは間違いないと私は思っ
ている。ちなみに、正当性があるならば、
直接本人に言えばよいものを私は、事務
からの電話だけで当の研究科長や講座主
任からその旨を聞いたことはないのだが。

なお、この科研申請却下が適切なもの
かどうかは、直接文部省に問い合わせよ
うと思っている。文部省から解答が
あれば、その内容をお伝えしたい。大し
た意味のない自己評価や紙資源の無駄と
しか思えない業績目録を作るよりは、そ
れに載せるのに相応しい研究のできる環
境を形成することが優先されるべきなの
は言うまでもないでしょう。